

学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 福原紀彦

福島原発事故により被災した加入者等にかかる一部負担金等の免除措置の延長について

平素から私学事業団の共済業務につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
東日本大震災により被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、私学事業団では、これまで東日本大震災の発生に伴う福島原発事故により被災された加入者及び被扶養者（以下「加入者等」といいます。）の一部負担金等の免除措置の期限を令和6年2月29日までとして取り扱ってきたところですが、このたび、被災地の復旧状況を勘案し、免除措置の期限について下記のとおり延長することを決定しました。

つきましては、期限を延長した一部負担金免除証明書を送付しますので、対象者にお渡しく下さるようお願いいたします。

記

1. 免除措置の期限を延長する一部負担金等

一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額、家族訪問看護療養費に係る自己負担額

2. 免除対象者及び延長後の免除措置の期限

免除対象者及び延長後の免除措置の期限については、以下のとおりです。

ただし、加入者が資格喪失したとき又は被扶養者の要件を欠くに至ったときは、一部負担金等の免除措置ができなくなります。

帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の加入者等（震災後に他市区町村へ転出した加入者等を含みます。）

・令和7年2月28日まで

※旧避難指示区域等の加入者等の標準報酬月額が53万円以上に改定された場合は、免除措置は終了となりますので速やかに免除証明書を返送してください。

令和5年度中に指定が解除された特定復興再生拠点区域（飯館村の一部及び富岡町の一部）の上位所得層の加入者等（震災後に他市区町村へ転出した加入者等を含みます。）

・令和6年9月30日まで

3. 更新免除証明書の取り扱い

同封の更新免除証明書は、令和6年3月1日以後、保険医療機関等の窓口で加入者証又は加入者被扶養者証とともに提示することで、引き続き、一部負担金等が免除されることを該当者に説明のうえ、お渡しください。

4. 更新前の免除証明書の取り扱い

更新前の免除証明書（有効期限が令和6年2月29日となっているもの）は、貴学校法人等で該当者から回収のうえ、私学事業団に返納してください。

5. 令和6年3月1日以後、保険医療機関等の窓口で加入者証又は加入者被扶養者証のみを提示して受診した場合

保険医療機関等の窓口では、一部負担金等の支払いが必要となります。

更新免除証明書を提示せずに支払った一部負担金等については、還付請求ができますので、「一部負担金等還付請求書」に必要事項を記入し、領収書（原本）を添付のうえ、学校法人等代表者の証明を受けて、私学事業団に還付請求の手続きをしてください。

6. 免除対象者を新たに採用又は被扶養者認定する場合

前記2.の免除対象者を採用し資格取得の報告をするときや、免除対象者の被扶養者の認定を申請するときは、一部負担金等の免除を申請することができます。

（新たに免除申請するときの手続き方法）

「一部負担金等免除申請書」に福島原発事故の避難指示等の対象地域に居住していたことを確認できる書面を添付し申請してください。

なお、加入者番号が確定していないときや、被扶養者の認定手続き中に申請するときは、それぞれ資格取得報告書や被扶養者認定申請書を私学事業団に提出した日を付記してください。

問い合わせ先

日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部業務部短期給付課

TEL03-3813-5321（代表）